

令和7年 富士見町 規則

第 21 号

富士見町下水道条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和7年10月24日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町下水道条例施行規則の一部を改正する規則

富士見町下水道条例施行規則(平成5年富士見町規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成5年町条例第11号」を「平成5年富士見町条例第11号」に改める。

第6条第2項中「前号」を「前項」に、「がたい」を「難い」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第1項第2号中「下水道法施行令(昭和34年4月22日政令第147号)」を「下水道施行令」に、同条第2項中「下水道法施行規則」を「下水道法施行規則(昭和42年12月19日建設省令第37号)」に改める。

第24条第2項中「書面」を「書類」に改める。

第25条中「証明する書面を添えなければならない」を「証する書類を添付しなければならない」に改める。

第29条を第30条とし、第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(使用料の繰上徴収)

第28条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、納入義務が確定した使用料について、納期限前においても繰り上げて徴収することができる。

- (1) 国税滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、又は破産手続が開始されたとき。
- (2) 相続が開始された場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- (3) 法人が解散したとき。
- (4) その他管理者が必要と認めたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。